

事業報告書				
医療法人整理番号		60072		
報告期間		令和7年4月1日		
		令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1)	名称	医療法人心和会		
	分類①	社団（出資持分あり）		
	分類②	その他		
	分類③	基金制度不採用		
(2)	事業所の所在地	山陽小野田市		
	市区町村	山口県		
	町名・番地	大字丸河内959番地の2		
	建物名			
(3)	設立認可年月日	従たる事業所の記載はこちら 平成12年4月3日		
(4)	設立登記年月日	令和6年9月5日 平成12年4月3日		
(5)	理事長の氏名	御馬舎		
	姓	宏道		
	名	4		
	役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。		
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2)	附帯業務	記載はこちら		
(3)	収益業務	記載はこちら		
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9)	その他	記載はこちら		

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

1

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関賃

医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、

かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

州

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

2-(9) その他

[illegible]

(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人心和会

※医療法人整理番号

所在地 山口県山陽小野田市大字丸河内959番地の2

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 549,554 千円/
2. 負 債 額 236,373 千円/
3. 純 資 産 額 313,181 千円/

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	166,116
B 固 定 資 産	383,438
C 資 産 合 計 (A + B)	549,554
D 負 債 合 計	236,373
E 純 資 産 (C - D)	313,181

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人心和会
所在地 山陽小野田市大字丸河内959番地の2

※医療法人整理番号 60072

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	166,116	I 流動負債	105,528
現金及び預金	91,757	支払手形	
事業未収金	71,939	買掛金	7,442
有価証券	0	短期借入金	84,000
たな卸資産	893	未払金	11,446
前渡金	0	未払費用	
前払費用	1,527	未払法人税等	141
その他の流動資産		未払消費税等	
		前受金	
		預り金	2,499
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	383,438	II 固定負債	130,845
1 有形固定資産	83,366	医療機関債	
建物	70,013	長期借入金	130,845
構築物	11,104	繰延税金負債	
医療用器械備品	1,037	その他引当金	
その他の器械備品	1,212	その他の固定負債	
車両及び船舶			
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
2 無形固定資産	299	負債合計	236,373
借地権		純資産の部	
ソフトウェア	33	科目	金額
その他の無形固定資産	266	I 基金	10,000
3 その他の資産	299,773	II 積立金	303,181
有価証券	2,556	代替基金	
長期貸付金	138,522	繰越利益積立金	303,181
保有医療機関債		その他積立金	
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用	319	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	158,376	繰延ヘッジ損益	
資産合計	549,554	純資産合計	313,181
		負債・純資産合計	549,554

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人心和会
所在地 山陽小野田市大字丸河内959番地の2

医療法人整理番号 60072

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			488,331
2 事業費用			
(1) 事業費	551,980		
(2) 本部費	0		551,980
本来業務事業損失			63,649
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			63,649
II 事業外収益			
受取利息	20		
その他の事業外収益	75,243		75,263
III 事業外費用			
支払利息	2,591		
その他の事業外費用	0		2,591
経常利益			9,023
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	0		0
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	0		0
税引前当期純利益			9,023
法人税・住民税及び事業税		141	
法人税等調整額		0	141
当期純利益			8,882

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人心和会

所在地 山口県山陽小野田市大字丸河内959番地の2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 心和会

理事長 御馬舎 宏道 殿

私は、医療法人 心和会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月27日

医療法人 心和会

監事 柴田 宜彦